

平成29年第14回教育委員会定例会
(7月24日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成29年7月24日(木) 午前10時04分から午前10時36分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	田 中 充
庶務課長兼事務局副参事事務取扱	事務局参事
	岡 田 和 平
学 務 課 長	山 田 安 宏
児 童 保 育 課 長	佐々木 洋 人
放課後対策担当課長	福 田 兼 一
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 中央図書館

ア 中央図書館池波正太郎記念文庫所蔵資料の貸出について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

イ 後援名義の使用について

(2) 指導課

ウ 小学校教科用図書（道徳）について

3 その他

午前10時04分 開会

○矢下教育長 ただいまから、平成29年第14回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

ここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 中央図書館 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、中央図書館のアについて、中央図書館長、説明をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは、中央図書館池波正太郎記念文庫所蔵資料の貸出についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

中央図書館池波正太郎記念文庫が所蔵する資料のうち、複製でないものを貸出すこと、また貸出限度日数の90日を超えて長期間貸し出しを行う件について、東京都台東区中央図書館池波正太郎記念文庫資料取扱要綱の規定により、台東区教育委員会の承認を得て貸し出しを行うものでございます。

項番1、申請者は、上田市池波正太郎真田太平記館でございます。

項番2、対象資料は、裏面以降に記載の池波正太郎記念文庫が所蔵する図書、合計144冊です。その内訳は、池波氏が執筆する際に参考としていた図書48冊、記念文庫が収集・展示している代表的な時代小説のうち、真田氏が描かれたもの96冊でございます。

項番3、貸出期間は記載のとおりでございます。

項番4、使用目的でございます。上田市池波正太郎真田太平記館で開催予定の企画展「時代小説展－真田を描いた作品と資料展」展示のためでございます。

項番5～7は記載のとおりでございます。

項番8、運搬方法等につきましては、相応の保険に加入した上で美術品専門の運搬業者が行います。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 以前も同様の資料の貸し出しがあったのではないかとと思いますが、それは同じ申請者だったのでしょうか。また、どのような形で行われていたのかわかるものがあれば教えてください。

○中央図書館長 以前、上田市の真田太平記館のほうに貸し出したものについてですが、申請者は同じでございます。

○高森委員 申請者は同じだったのですね。

○中央図書館長 はい。同じでございます。

こちらの教育委員会に協議させていただくものは、複製でない原本、あるいは規定以上の期間、貸し出しするものをお諮りしております。

○高森委員 たしか似通ったものだったと思いますが。

○中央図書館長 去年、同様の貸し出しがございまして、その際は執筆した原稿の複製を3点、長期にわたって貸し出すことをご承認の協議をいたしました。

○樋口委員 昨日のニュースで、日本のある市から台湾に貸し出しをしていた江戸期の焼き物が、破損して完全に割れてしまったという事故について報道されておりました。自然で破損するということもあり得ると貸し出し側が言っているのですが、これまで当区で貸し出したもので破損等々があったかどうか教えてください。また、この保険料についても教えていただければと思います。

○中央図書館長 まず、破損についてでございますが、基本的には原本等は貸し出しをいたしませんので、全てレプリカを貸し出しております。したがって、そういった報告は受けておりません。

また、保険につきましては、上田市のほうが加入をすることになっておりますので、金額についてはこちらのほうではわかりません。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、中央図書館のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず、報告事項のア、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、資料2をご覧ください。

6月分といたして、学務課取扱分1件、児童保育課取扱分2件、資料2ページ目になりますが、指導課取扱分1件、生涯学習課取扱分1件、スポーツ振興課取扱分は次のページにまたがりますが合計4件ございました。

それでは、まずはじめに学務課の取扱分でございます。

通学路についてということで、黒門小学校南側の通学路に横断歩道はあるが、車がスピードを落とさず進入してくるので危険である。せめて止まれの標識をつけるなど対応をしてほしいというご意見でございました。

続きまして、児童保育課取扱分でございます。

まず、保育園の調整指数についてということで、2人のお子さんを別々の認可保育園に預けており、上のお子さんは2歳児までの小規模保育園に在園しており、卒業と同時に下の子もあわせて同じ保育園に転園をさせたいと考えている。しかし、どちらも在園していないので保育園の転園の場合の加点がない。また、母親が短時間での労働であるため、フルタイムでの指数がつかないというご意見でございました。

2点目は、保育園の不足問題についてということで、認証保育所に働く予定のない保護者の子供が入園している。このようなことが待機児童が増える理由の一つではないかというご意見でございました。

2ページ目をご覧ください。

指導課の取扱分でございます。

小学1年生のお迎えについてということで、区立小学校の説明会で学区外から通う場合には、保護者が半年の間、送迎することを求められた。母親が働かないことが前提となっており、女性の社会進出を阻むルールであるので、廃絶させてほしいというご意見でございました。

続きまして、生涯学習課取扱分でございます。

生涯学習センターの案内についてということで、ホームページにおいて徒歩5分となっているが、実際には8分であるので表記を変えてほしい。また、「区立中央図書館」となっているものを「台東区生涯学習センター」に修正してほしいというご要望でございました。

続きまして、スポーツ振興課取扱分でございます。

まずは、清島温水プールについて。大変混雑しており、事故・トラブルの増加が懸念される。混雑緩和のため、利用開始時間を朝7時にしてほしいというご要望でございます。

次に、リバーサイドスポーツセンターについては2件いただいております。

まず、更衣室についてということで、男子ロッカー室は汗臭く、衛生面の対策が必要である。抗菌対策をしてほしいというご意見。

3ページ目になりますが、トレーニングルームについて。入れ墨をしている利用者やマ

シンを長時間継続利用する方などが多い。アナウンスや貼り紙だけでは改善されないのではないかといったご意見でございます。

最後に、体育施設にボルダリング設備を設置してほしいというご要望もいただいております。

報告事項、アについては以上でございます。

続きまして、報告事項のイ、後援名義の使用についてでございます。資料3をご覧ください。

今回は、庶務課取扱分が3件、裏面にまいりまして、放課後対策担当取扱分が1件、生涯学習課取扱分が3件でございます。

まずはじめに、庶務課取扱分でございます。

まず、公益財団法人台東区芸術文化財団が10月21日に実施をいたします、「邦楽フレッシュコンサート2017」でございます。

また、同様に芸術文化財団が11月から12月にかけて行います、「第21回下町大音楽市」の申請もございました。

中ほどになりますが、日本学士院が12月16日に開催をいたします、「学びのススメ シリーズ」の講演会の申請をいただいております。

資料裏面をご覧ください。

放課後対策担当取扱分でございます。

社会福祉法人台東区社会福祉事業団が10月1日に開催をいたします、「第5回下町こどもまつり」でございます。

続きまして、生涯学習課取扱分は、台東区能楽連盟が9月9日に実施をいたします、「夏の錬成会」。

台東区華道茶道文化協会が11月26日に開催をいたします、「秋色茶会」。

台東区吟剣詩舞道連盟が10月15日に開催をいたします、「平成29年度秋季吟剣詩舞道大会」でございます。

事業内容については、いずれも資料に記載のとおりとなっております。

以上7件はいずれも継続した案件でございます。ご了承くださいようお願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは、報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 まず、通学路については横断歩道があるわけですから、スピードを落とさないうで進入してくるのは交通違反になるのではないのでしょうか。我々が、児童に交通安全の指導を徹底するのは当たり前のことなのですが、やはり交通違反をしているドライバーの防止については、警察にしっかりと行っていただきたいですね。特にこのような通学路の場合は、徹底的に対応してもらいたいですね。ぜひとも警察と連携して、絶対に事故が起きないようにしてもらいたいと思います。

○学務課長 今、委員ご指摘のとおり、この道路の所管が上野警察署になるのですが、その辺りのことについて警察としての協力もお願いをしたところでございます。

また、標識についてですが、ご指摘のあった交差点のところに何本か既に設置されているのですが、この止まれの部分につきましては、ご指摘の道路が東西に、中央通りから西へ抜ける道路。これに対して黒門小学校の東側の敷地沿いにきている南北方向の道路が交差しておりますが、こちらが狭いものですから、一応クロスするところには、必要な表示はさせていただいているところなのですが、ただ、やはり曲がってきた車がそのまま、そこを曲がってからすぐということもあるのかもしれませんが、抜けてきますので、このところは警察のほうに協力をお願いしたいということで、依頼はさせていただいたところでございます。

○樋口委員 事故が起きたら話になりませんので、これはぜひとも対応をお願いしたい。

○高森委員 この区長への手紙をお書きになられた方々の、それぞれの個別の問題はあると思うのですが、何か一つのことを見て全てをおっしゃるような傾向が若干強いのかなと思います。

例えば、児童保育課取扱い分の下の方ですが、その保育所に働く予定のない保護者の子供が保育所を利用しているということについては、この方は、その方がどういう家庭環境にあるのかまでわかっていらっしゃるってこれをおっしゃっているのかどうか。今、回答欄にもありますように、疾病であるとか障害であるとか、また介護もそうですよね。介護をするために保育の必要性があれば、当然、利用できるわけで、その辺りのことが恐らく見えていないと思います。また、個人情報ですから、こういったことを園側が伝えることもできないと思います。

例えば、保育園を利用するに当たっては、こういった条件の方々もいますということは、どこかで教育委員会としても発信しておかなければいけないのかなという気もいたします。

それからもう一つ、次のページの、同じく指導課取扱い分の小学校1年生のお迎えについてですが、これもいくつかわからないところがあります。これは要旨だけでまとめられていますから、なぜこの方が学区外から通わなければいけない状況にあるのか。近い学校であれば問題ないと思うのですが、その状況が読めないですね。

それから、保護者が半年の間、送迎することが求められたというのですが、これは学区外から通う児童の全保護者ということだとは思いますが。ただ、その保護者というのは、必ずしも母親だけが保護者ではないと思います。当然、父親もいますから、母親だけのことでこれはおっしゃっていますけれども、だったらお父さんに行ってもらおうとか、うまくその辺をご夫婦で手分けしてもいいのかなと思います。ただ、この方のご家庭のご事情もわかりませんので、母子家庭かもしれませんから、いろいろな事情がわからないので、この要旨だけを見ただけでは何とも言えないのかなと。

それに対して、この回答の文章は妥当だと思います。いろいろな状況をよく考えてから私たちが判断しないと、一つの事柄、発言だけを見て全てを私たちが判断することができ

ないところがあるので、慎重に対応していただければなと思います。

○**児童保育課長** 児童保育課の保育園のところにつきましては、こちらのご意見、匿名でいただいたもので、おっしゃるとおり、いただいたご意見の中で、どこまで情報を把握しておっしゃっているのかというのは、わからない状況ではございます。

おっしゃるとおり、保育所につきましてはさまざまな理由で入所されているという方もいらっしゃいますので、そういったことは日ごろから皆様にはお知らせをしていくということは、必要であるとは思っております。

ただ、今回このご意見をいただいた認証保育所については、これはこちらの資料にも記載のとおり、基本的には施設と利用者、区を介さず入所をやっているもので、そこについては施設側にもここに書いてあるような形で、そこはある程度、一定のルールを設けていただいて入所に対応していただくということは、区としても働きかけをしていきたいと考えております。

○**指導課長** このお迎えの件につきましては、回答はご理解いただきたいということで終わっておりますが、直接この申し立て者の方には、各家庭の状況はさまざまありますので、お困りのことや疑問のあることについては当該の学校にご相談いただきたいということで申し添えております。

○**樋口委員** 田舎では、集団登下校というのがあるのですが、都会ではなかなか同じ方向に歩く子供が少ないので、そういうのが難しいのでしょうか。とにかくお迎えのほうについては、当然、保護者が働いているということはある話ですので、学校に相談していただいて、もし無理ならば何らかの対応で、学童保育等々の手段がありますので、保護者が就労後にお迎えできるような体制をとれますということを書いてあげればいいのではないのでしょうか。

○**末廣委員** この区長への手紙全体のことに関してお聞きしたいのですが、来た手紙全てに教育委員会として対応しているのかどうか。その内容によって、もう取り上げるほどのことでもないとか、いろいろとあると思うのですが、実際にはどうなのでしょう。

○**庶務課長** いただいたご意見につきましては、匿名ではない限りは、きちんといただいた方にお返事を差し上げております。それは教育長、区長まで中身をチェックした上でお返事を書いております。

また、どなたかわからない場合も、それに対する回答は用意をして、中できちんとチェックはしております。

○**末廣委員** 丁寧な対応ですね。

○**矢下教育長** 区長さんのほうに必ず報告をしておりますので。

○**末廣委員** 私も経験があるのですが、清島のことではないのですが、プールの混雑ということに関しては、夏休みなどは当然の話ですので、時間を早めたら混雑しないなんていうことはないと思います。やはり、これはプールを使う場合のマナーの問題で、多くの泳ぎたい人がレーンに入るとぶつかるのが当たり前なので、プールを使うときのマナーの向

上だと思えます。

私は泳いでいたら、レーンを歩いている人がこちらに入ってきて、ぶつかってしまったのですが、どなられて、こんなところで泳ぐんじゃないなどと言われて、あなたがこちらのレーンを歩くのがおかしいと言ったら、何言ってんのよとお年寄りに怒られましたけれども、それ以降はそのプールには行かないことにしました。

マナーよりも自己の権利を優先して、ここも歩いていい、ここも歩いていい、こっちが混んでいるからこっちを歩いていいと、そのように考えている。こちらは泳いでいるのですが、水しぶきが上がっただけでも怒られたりするのですね。最近は、歩く方も多くいらっしやるので、水しぶきが上がっただけでも本当にトラブルが起こりやすい。自分もそれを体験していますが、これはマナーの問題だろうと思っています。

○スポーツ振興課長 利用に当たっては、時間帯によってお客さんの層も違います。清島温水プールの場合は、歩くレーン、ウォーキングゾーン、完泳できるコース、それから完泳できなくても途中で立ち止まっていいコースと、コースを分けて利用していただいております。ご案内をレーンの両サイドに完泳コースであるとか、ウォーキングコースということを書いています。それから、季節や時間帯によってレーンの幅を変えたりという工夫もしております。利用状況を踏まえて、指定管理者に管理をお願いしているので、そこは連携をとってやってまいります。

○高森委員 スポーツ振興課の、今の清島温水プールの下の欄のリバーサイドスポーツセンター更衣室の部分についてですが、これは定期的に衛生面でクリーニング等は実施されていますよね。

○スポーツ振興課長 掃除は毎日行っております。ただ、やはりロッカーが地下と4階にありまして、地下のほうは空気がこもったり、排水溝からの臭いがあるので、薬剤を定期的に入れて、虫がわからないようにしております。

○高森委員 業者が入って、全面クリーニングのようなこともされているのですか。

○スポーツ振興課長 定期清掃や中清掃のように大々的にやるパターンと、日常的に手でロッカーを拭くということで区別をしております。

○矢下教育長 そのほかよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 いずれも非常にいいイベントであろうというふうに思いますので、後援名義をぜひつけていただきたいと思います。ただ、この広報に台東区としてどのようにご協力されているのか。例えば、庶務課のほうですが、コンサートとかレクチャーとかありますけれども、これは関係する学校にも、例えばチラシを配布するとか、そういったようなご協力をされているのかどうか。

また、生涯学習課のほうですけれども、幾つか私も拝見させていただきましたが、お客さんがなかなか集客に苦労しているところと非常に来過ぎているところとあるように思わ

れますけれども、この辺りのコンサートのご協力体制というのはどのようになっているのか教えていただければと思います。

○庶務課長 まず、庶務課の取扱分でございますけれども、学士院の講演会につきましては、区内の中学校や高校へチラシを配布するというところでございます。

また、芸術文化財団が実施をいたしますコンサートに関しましては、台東区のほうも後援をしているということで、ホームページなどに掲載をして広報しているところでございます。

○生涯学習課長 生涯学習課の取扱分につきましては、それぞれの団体に応じて多少差がございます。例えば、冊子をつくって関係者に配布しているところもございますし、また団体が希望すれば、広報たいとうの最後の欄でございますけれども、イベントのほうに載せたりとか、そういうこともございます。チラシなどで配布の依頼があれば私どももそれはお手伝いさせていただいておりますので、各団体の考え方に沿った形で協力させていただいております。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承をお願いいたします。

(2) 指導課 ウ

○矢下教育長 次に、指導課のウについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、指導課より、小学校教科用図書（道徳）についてご報告申し上げます。

台東区教育委員会では、3月28日付文部科学省初等中等教育局長発教科書採択における公正確保の徹底等についての通知を受け、資料作成委員会、調査研究委員会を設置し教科書採択の事務を行ってまいりました。

はじめに、これまでの調査の経過についてご説明いたします。

6月1日の第1回調査研究委員会では、調査研究委員長から資料作成委員長に教科用図書の調査を依頼いたしました。その後、資料作成委員会委員長から資料作成委員会の委員に調査研究委員会宛に調査・報告を作成するよう指示をいたしました。資料作成委員会から調査研究委員会宛に調査結果の報告があり、それを受け6月29日、7月13日の第2回、第3回調査研究委員会において報告書の作成や検討を行ったところでございます。この調査結果の報告書を既に各委員会宛に郵送させていただいております。

教育委員の先生方には、今後、報告書に基づきまして内容の検討を進めていただき、小学校教科用図書の採択を賜りたく、よろしく申し上げます。

採択結果につきましては、8月31日までに東京都へ報告することになっております。

なお、繰り返しのお願いで恐縮ですが、報告書は第2回の定例教育委員会でお示しいたしましたとおり、時限秘扱いとなっておりますので、お取り扱いには十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

また、小学校教科用図書につきましては、既に教育委員へ個別にご送付しておりますが、ご不明な点などございましたら、事務局である指導課にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 資料作成委員会の具体的なやり方についてですが、教科書は今回8社出ておりますけれども、この作成委員会はそれぞれグループに分かれて1社ずつ担当があって、それぞれ調べた結果をまた話し合っってこの報告書をつくっていらっしゃるのか。それとも、全員で全ての教科書に目を通されているのか。その辺り、どういうやり方で進めていらっしゃるのでしょうか。

○指導課長 全員が全教科書に目を通しながら、資料の作成を進めているところでございます。

○樋口委員 道徳とはなんぞやということについては、文部科学省の出した指導要領にも定義をされていますが、それを皆さん認識されているということによろしいですか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課長のウについては、報告どおり了承を願います。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって本日本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午前10時36分 閉会